

労働者や事業主の皆さまへ 労働ほっとラインのご利用を！

県では、各種労働問題に電話でお応えする
労働ほっとラインを開設しています。

賃金、労働時間、退職、解雇、職場のハラスメントなど、労働問題に関するご相談に、専門の社会保険労務士がお応えします。

労働ほっとラインの概要

※秘密厳守、匿名OK（統計調査にご協力ください）

- ◇ 電話番号 **083-933-3232**
- ◇ 相談員 **社会保険労務士**
- ◇ 相談料 **無料**（通信料は相談される方のご負担となります。）
- ◇ 相談日 **月曜日～金曜日**（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は除く）
- ◇ 相談時間 **9:00～18:00**

※ご相談は、メールでも受け付けています。

（返信にお時間をいただく場合があります）

メールアドレス：roudou@pref.yamaguchi.lg.jp

（注）上記アドレスからのメールを受け取れるように設定してください。



山口県PR本部長ちよるる

その他の相談先

平日夜間・土日・祝日は「労働条件相談ほっとライン」をご利用ください。

電話番号 **0120-811-610**

月～金：17:00～22:00 土・日・祝日：9:00～21:00

（年末年始は除く）

詳しくは厚生労働省ホームページまで <https://www.mhlw.go.jp>

労働関係法令違反（賃金不払い、サービス残業等）が疑われる事業所に関するご相談は、指導権限のある最寄りの労働基準監督署にご相談ください。詳しくはWebでご確認ください。

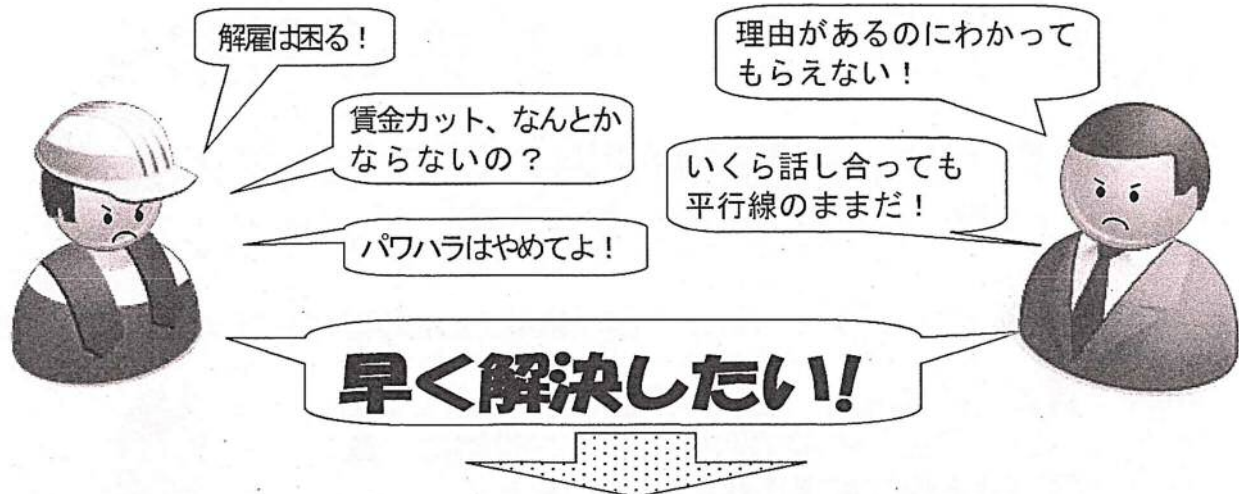
労働基準監督署 山口県

労働者と事業主との間のトラブルの解決をお手伝いする「個別労働紛争あっせん制度」も御利用ください。

（裏面あり）

（R6.4 改正）

職場のトラブルで困ったとき



労働委員会が「あっせん」により 紛争解決を支援します

※労働委員会は、県が設置した公的機関です。

労働者、事業主どちらからでも申請できます。

—「あっせん」について—

- 無料 ●非公開 ●秘密厳守 ●迅速(目標1ヶ月)
- 公益委員、労働者委員、使用者委員の3人が対応します。
- 双方の事情をしっかりと聴いて、ねばり強く合意点を探ります。
- 双方から別室で話を聴くため、相手と会うことはありません。

申請書(労働者個人のあっせん)は、お近くの県民局にも提出できます。



「あっせん制度」についてのお問い合わせ又は申請は、
〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県労働委員会事務局
Tel 083-933-4444 Fax 083-928-7072

詳しくはWebで

山口県労働委員会

検索

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/174/>